

季刊

労働おきなわ

2017 Winter

No.140



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル
☎ 0120-610-223

労働おきなわ

2017 Winter No.140

目次

◆ RELAY ESSAY

内閣府沖縄総合事務局経済産業部長 寺家 克昌…………… 1

◆ NEWS

- ・「働き方改革・生産性向上推進運動」発足式開催…………… 2
- ・平成29年度沖縄県建設雇用改善優良事業所等表彰式…………… 3
- ・平成29年度沖縄県優秀技能者等表彰式…………… 4
- ・平成29年度前期技能検定合格証書交付式…………… 5
- ・～「おきなわ技能五輪・アビリンピック2018」残暦板除幕式～ …… 6
- ・とちぎ技能五輪・アビリンピック2017沖縄県選手の…………… 7
出場結果について

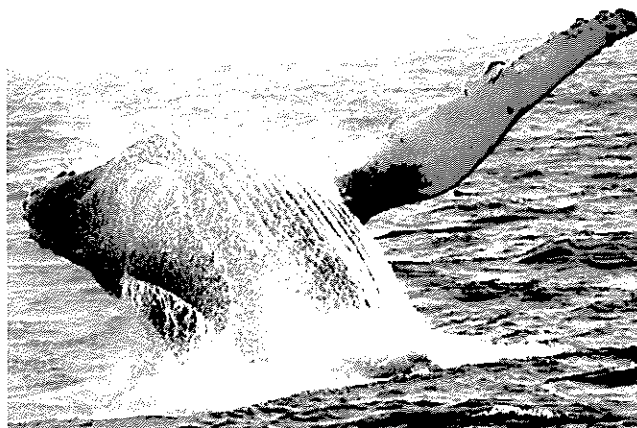
◆ INFORMATION

- ・沖縄県の最低賃金…………… 9
- ・沖縄ポリテックビジョン2018…………… 10
- ・(独)勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部 …… 11
- ・3月は労働条件明示・書面交付強化月間…………… 12
- ・障害者の法定雇用率の引き上げについて…………… 13
- ・テレワークを活用してみませんか…………… 15
- ・無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について… 17

◆ 労働委員会だより…………… 18

◆ 労働相談…………… 19

◆ 労働経済指標…………… 20



表紙の写真

◀ 沖縄のホエールウォッチング

沖縄のホエールウォッチング、毎年12月～4月の間、沖縄の海にはザトウクジラたちがやって来ます。空に向かって大きく潮を吹き、辺りにはダイナミックなジャンプで海面を打ち付ける音が響き渡ります。冬の沖縄の海を訪れる醍醐味はこのクジラたちの姿に会えること。



働き方改革・生産性向上推進運動を開始します

内閣府沖縄総合事務局経済産業部長
寺家 克昌

沖縄に赴任して500日余り、県内景気は好調、かつ雇用情勢が好転していることは嬉しい限りです。こうした中、うちなんちゅを始めとする日本国民による一億総活躍社会の実現のためには、働き方改革が重要であり、持続的な働き方改革を進めるためには、働き方改革と生産性向上を車の両輪のように進めていく必要があります。

沖縄県においては、県民所得の向上や貧困対策といった課題を抱えており、最近では、特に中小企業において人手不足問題が深刻化しています。こうした課題を根本的に解決するためには、雇用の質の改善、生産性向上が必要です。また、最低賃金について、年率3%を目途とした引き上げが想定され、これに対応するためには、中小企業・小規模事業者における生産性向上が必要となります。全産業の労働生産性が都道府県別で最下位レベルにある沖縄県にとって、県内景気が好調で、雇用情勢が好転している今こそ、政労使が一体となって取り組む絶好の機会であります。

そこで、行政、経済団体、士業団体、支援機関など20機関が連携し、各機関の総力を結集し、県内中小企業・小規模事業者の働き方改革、生産性向上の積極的な取り組みを支援するため、「働き方改革・生産性向上推進運動」を展開します。平成29年11月22日、20機関の発起人の参加を得て、発足記念式を開催したところです。

この運動では、県内の支援機関・士業等の支援人材約2千人が、県内の中小企業・小規模事業者約5万社に対し、働き方改革や生産性向上の取り組みを促す機運の醸成や草の根支援を行います。今後、年率3%以上の労働生産性の向上と、平成32年までに週の実労働時間60時間以上の雇用者の割合5%以下の達成を目指して、支援活動を推進します。

具体的には、働き方改革・生産性向上マニュアルや事例集の作成・活用、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の普及啓発、人材育成・確保、

IT投資による生産性向上支援等様々な活動を参加機関と協働して実施していきます。

雇用の質を改善し、生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた企業の成長を図る「成長と分配の好循環」が構築されます。この運動の趣旨に多くの企業、団体の皆様のご賛同いただき、経営力の向上と雇用の質の改善を通じた沖縄経済の発展に向けて、共に取り組んでいただけることを願っています。

～働き方改革・生産性向上推進運動 事務局～

沖縄総合事務局、沖縄労働局、沖縄県
沖縄県商工会議所連合会、沖縄県商工会連合会、
沖縄県中小企業団体中央会、沖縄県工業連合会、
沖縄県経営者協会、沖縄経済同友会、沖縄県中小
企業家同友会、沖縄県銀行協会、沖縄振興開発金
融公庫、中小企業基盤整備機構沖縄事務所、沖縄
県産業振興公社、沖縄県よろず支援拠点、沖縄税
理士会、沖縄県中小企業診断士協会、連合沖縄、
沖縄県社会保険労務士会、ポリテクセンター沖縄

働き方改革・生産性向上推進運動に賛同する団体
等を募集します！

詳しくは以下にお問い合わせください。

働き方改革・生産性向上推進運動事務局（沖縄総合事務局経済産業部中小企業課内）

〒903-0825 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

TEL：098-866-1755 / FAX：098-860-3710

Mail：seisansei@meti.go.jp

「働き方改革・生産性向上推進運動」発足式開催

働き方の見直しを通じた県内中小・小規模事業者の生産性向上を支援するため、国や県、経済団体、労働組合、士業団体など県内20団体が発起人となった「働き方改革・生産性向上推進運動」の発足式が11月22日に那覇市のザ・ナハテラスで開催されました。



発足式では、労働生産性の伸び率を年率3%以上、週の実労働時間60時間以上の雇用の割合を平成32年までに5%以下にするとの目標を設定しました。

目標の達成に向け、働き方改革・生産性向上マニュアルや事例集の作成、IT利活用に向けた相談窓口の強化、専門家派遣やセミナー・研修会を通じた人材の育成等の支援策を実施することとしております。

平成 29 年度沖縄県建設雇用改善優良事業所等表彰式

11月22日（水）、県庁4階にて平成29年度沖縄県建設雇用改善優良事業所等表彰式を一般社団法人沖縄県建設業協会と共同で執り行いました。

この表彰式は、建設業に従事している労働者の雇用改善や、能力の開発及び向上、福祉の増進を図るために積極的な取り組みをしている建設事業所の功績を称えるもので、県知事表彰と建設業協会会長表彰の二つに分かれています。

また、雇用改善の表彰に引き続き、建設業における30歳未満の技術・技能職種の勤務成績が優秀な従業員に贈られる「優良若年建設従事者表彰」並びに、建設業退職金共済制度の普及に大きく貢献した事業所に贈られる「独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰」の伝達も併せて行い、県知事表彰を沖縄県商工労働部長・屋比久盛敏氏より、建設業協会会長表彰及び優良若年建設従事者表彰、独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰を沖縄県建設業協会副会長・比嘉森廣氏より各受賞者へ表彰状と記念品の授与が行われました。



■ 建設雇用改善優良事業所表彰

○沖縄県知事表彰

有限会社 長浜建設 代表取締役 長濱 忠盛

○一般社団法人沖縄県建設業協会会長表彰

株式会社 東洋土木工業 代表取締役 赤嶺 武男

株式会社 美善建設 代表取締役 根保 直樹

有限会社 北勝建設 代表取締役 新里 勝則

■ 優良若年建設従事者表彰

㈱武国建設	上地 一麻、	先嶋建設㈱	大嶺 正志、	拓南製作所㈱	栗國 安寿、
㈱呉屋組	大村 亮太、	㈱美善建設	高宮城 敦、	㈱大米建設	善平 光貴、
㈱大米建設	黒石 武利、	㈱仲本工業	仲本 健人、	㈱仲本工業	島袋 ひかる、
㈱屋部土建	大城 祥多、	㈱大城組	仲西 翔次郎、	㈱沖縄工設	宮城 将、
㈱大成ホーム	仲泊 優希、	共和産業㈱	久貝 俊貴、	㈱沖電工	坂口 健二、
㈱沖電工	松田 秀太、	金秀建設㈱	神戸 由希		

■ 独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長表彰

○建設業退職金共済制度普及事業所

株式会社 丸石建設 代表者 大石根 幸順

國和建設 株式会社 代表者 原田 繁利

平成 29 年度 沖縄県優秀技能者等表彰式

優秀な技能者及び職業能力開発行政に貢献した方を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の気運を高めるとともに、技能者の社会的地位及び技能水準の向上を図ることを目的として、県及び県職業能力開発協会との共催により『平成 29 年度沖縄県優秀技能者等表彰式／沖縄県職業能力開発協会表彰式』を 11 月 21 日（火）に那覇地域職業訓練センターにて開催しました。



当日は、優秀技能者等表彰に引き続き、職業能力開発協会表彰並びに技能検定功労による厚生労働大臣表彰受賞者報告を行い、延べ 39 名の方々の御功績を讃えました。

また、受賞者を代表して上原治氏（職種：パン製造）があいさつを行いました。



平成 29 年度 前期技能検定合格証書交付式

去る 11 月 20 日（月）に沖縄県庁にて『平成 29 年度前期技能検定合格証書交付式』が行われました。

技能検定は、働く人々の技能を一定の基準により検定し、国としてこれを証明する国家検定制度で、技能に対する評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的としています。

合格者は、1 級 259 名、単一等級 19 名、2 級 71 名、3 級 246 名で合格者合計は 595 名でした。

今回の合格者を含めると、県内の技能検定合格者（技能士）の累計は 24,630 名で、等級別では特級が 32 名、1 級 10,058 名、単一等級 955 名、2 級 7,376 名、3 級 6,209 名となりました。



～「おきなわ技能五輪・アビリンピック2018」残暦板除幕式～

「おきなわ技能五輪・アビリンピック 2018」の開催までちょうど1年となった11月2日(木)に、大会までの残り日数をカウントダウンする残暦板の除幕式を行いました。

大会の推進協議会副会長である富川副知事が「次代を担う子供たちが働くことの意味や喜び、技能の持つ大きな可能性を発見し、将来の沖縄の産業を担う人材の育成に大いに貢献するものと期待している。」と挨拶しました。

大会は平成30年11月2日から5日の日程で行われ、沖縄県では初めての開催となります。残暦板は大会までの期間中、県庁1階県民ホールに設置されます。



残暦板を囲んで記念写真



富川副知事の挨拶



大会マスコットキャラクターがデザインされた残暦板

とちぎ技能五輪・アビリンピック2017 沖縄県選手の出場結果について

平成29年11月17日から27日にかけて、第37回全国アビリンピック及び第55回技能五輪全国大会が栃木県で開催され、沖縄からは技能五輪に19職種46名、アビリンピックに15種目15名と、過去最多の選手が出場しました。

技能五輪では、「レストランサービス」職種で磯部千尋さん（ザ・ブセナテラス）が銀賞、「配管」職種で屋宜宣好さん（三栄工業株式会社）が銅賞を受賞したほか、6名の選手が敢闘賞を受賞しました。

また、アビリンピックでは、「フラワーアレンジメント」種目で山口未鈴さん（沖縄高等特別支援学校中部農林分教室）が銀賞、「ホームページ」種目で山川朝教さん（障がい者ITサポートおきなわ）が銅賞を受賞したほか、2名の選手が努力賞を受賞しました。

今回惜しくも受賞には至らなかった選手達も、日頃磨いた技を駆使して、各県の代表選手と日本一を競い合う頼もしい姿を見せてくれました。平成30年に開催される沖縄大会に向け、大会機運の醸成と選手育成の大きな弾みとなりました。

〈第37回全国アビリンピック〉期間：平成29年11月17日～19日 競技及び選手数：22種目365名
沖縄県受賞選手一覧

競技種目名	氏名	所属	成績
フラワーアレンジメント	山口 未鈴	県立沖縄高等特別支援学校 中部農林分教室	銀賞
ホームページ	山川 朝教	障がい者ITサポートおきなわ	銅賞
喫茶サービス	照屋 日路奈		努力賞
表計算	宮里 政也	全保連株式会社	努力賞



全国アビリンピック 沖縄県選手団



「フラワーアレンジメント」種目 銀賞
山口 未鈴さん



「ホームページ」種目 銅賞
山川 朝教さん

〈第55回技能五輪全国大会〉期間：平成29年11月24日～27日 競技及び選手数：42職種1,337名
 沖縄県受賞選手一覧

競技職種名	氏名	所属	成績
レストランサービス	磯部 千尋	ザ・ブセナテラス	銀賞
配管	屋宜 宣好	三栄工業株式会社	銅賞
フラワー装飾	銘苅 桃香	県立中部農林高等学校	敢闘賞
	才木 凜音	県立中部農林高等学校	敢闘賞
	松長 加奈絵	県立南部農林高等学校	敢闘賞
造園	當間 元士	金秀建設株式会社	敢闘賞
日本料理	當山 咲良	ダブルツリーbyヒルトン那覇首里城	敢闘賞
とび	下地 良太	有限会社良組	敢闘賞



技能五輪全国大会 沖縄県選手団



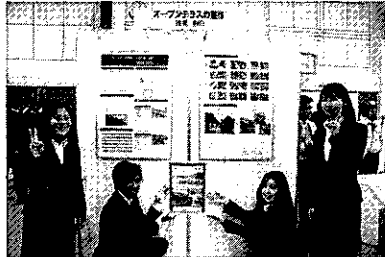
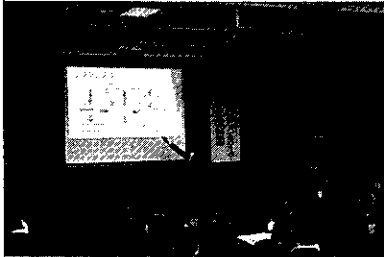
「レストランサービス」職種 銀賞の磯部千尋さん



「配管」職種 銅賞の屋宜宣好さん

沖縄ポリテックビジョン2018

テーマ【ものづくりー沖縄からの発信ー】



ポリテックビジョンとは

職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校等で行っている“ものづくり”に関する高度で実践的な教育訓練や研究開発の成果を企業や大学・高校及び地域等の皆様に公開することを目的として例年開催するものです。沖縄県の「ものづくり力」を高めるため、様々なイベントを企画いたしております。

【開催日】 2018年2月23日（金）、24日（土）

【会場】 沖縄職業能力開発大学校（沖縄市池原2994-2）

【主催】 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構沖縄支部 沖縄職業能力開発大学校
沖縄ポリテックビジョン実施運営委員会

【事務局】 沖縄職業能力開発大学校・沖縄ポリテックビジョン実行委員会
〒904-2141 沖縄市池原2994-2 Tel.098-934-6282

【イベント内容】

①記念講演

講演者 : 一般社団法人 国際科学教育協会 代表理事
子どもの理科離れをなくす会 代表
北原 達正氏

講演テーマ：「ICT、IoT、AIは君たちの仕事を奪うのか」

②技能五輪選手の実演・技能伝承セミナー（予定）

（機械系職種、建設・建築系職種、レストランサービス職種）

③学生による研究発表

④学生・工業高校生徒による製作・研究・調査成果の展示

⑤機械加工技術コンテスト（競技種目 フライス盤作業、工業高校生徒対象）

⑥海洋ロボコンデモンストレーション

有利
掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

安全
国の制度だから安心
掛金の一部を国が助成します。

簡単
社外積立で管理もラクラク
退職金試算額などをお知らせします。

中退共
CHU-TAI-KYO

退職金は直接退職者に
支払われます。

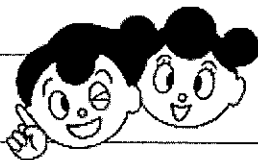
お近くの金融機関等の
窓口でお申込みください。

パートタイマーさんも
家族従業員も加入できます。

掛金は、従業員ごとに
16種類から選択できます。

転職先でも引き継げる
「通算制度」があります。

「よし、やるぞ！」の一体感。
働く人が元気な会社。中退共が応援します。



詳しくはホームページをご覧ください。

中退共

検索

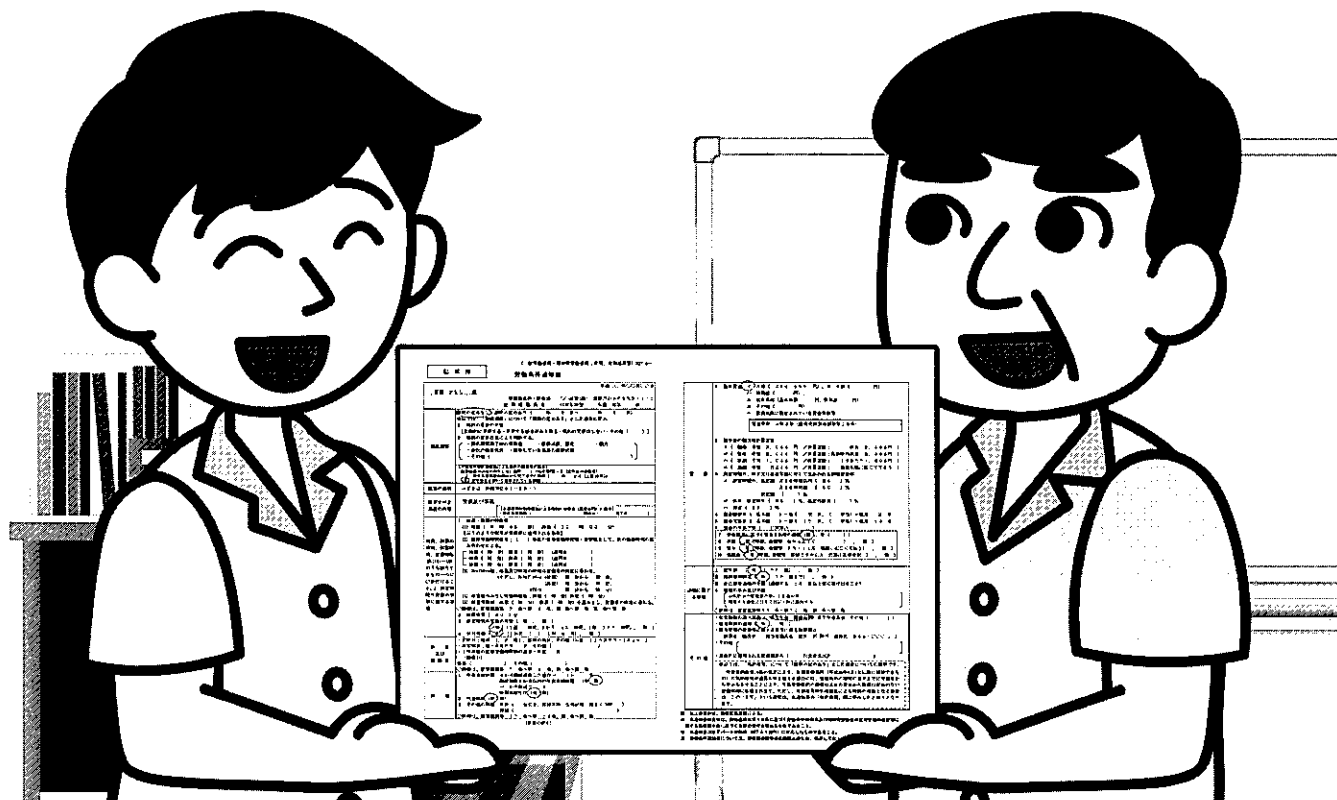
お気軽にお問合せください

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

3月は労働条件明示・
書面交付

強化月間



良好な職場環境の第一歩は**労働条件の明示**から

労働者を採用するときは、
労働条件通知書を交付しま
しょう。

事業場に採用されたら、交付
された労働条件通知書を確認
しましょう。

事業主は、労働者を雇い入れる際に、「労働条件を明示した書面」を
交付しなければなりません。(労働基準法第15条)



沖縄労働局労働基準部監督課 098-868-4303

事業主のみなさまへ

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	<u>2.5%</u>
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	<u>2.4%</u>

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ **従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。**

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

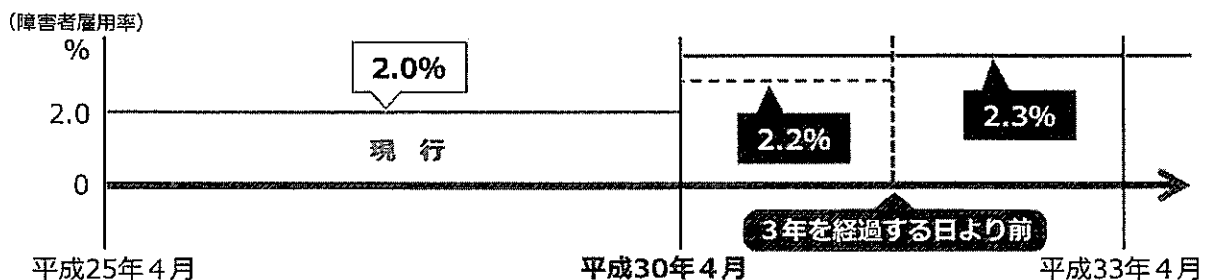
留意点

②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ **平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）**

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
 ※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290630雇障01

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A1. 新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（申告対象期間が、平成30年4月から平成31年3月までの分）適用されますので、申告の際はご注意ください。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A3. 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものではありません。一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

開講のお知らせ

平成29年秋
精神・発達障害者しごとサポーター養成講座
が始まります！

養成講座の概要

- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
 ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への
出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。

また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。



詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。
 また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

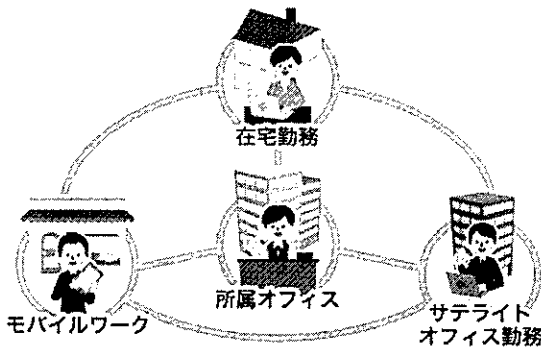
テレワークを活用してみませんか

テレワークは、

情報通信技術を活用し、
時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方 です。

本来勤務する場所から離れて、自宅などで仕事をするにより、業務の効率化や、通勤負担の軽減によるワークライフバランスの実現を図ることができます。

テレワークの形態



在宅勤務

自宅を就業場所とする働き方です。通勤負担が軽減され、時間を有効に活用することができます。

モバイルワーク

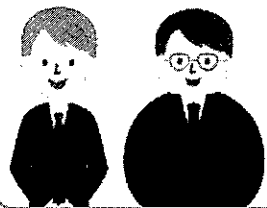
移動中（交通機関の車内など）や顧客先、カフェなどを就業場所とする働き方です。時間を効率的に活用できます。

サテライトオフィス勤務

所属オフィス以外のオフィスやワーキングスペースを利用する働き方です。業務に集中できる環境で就労できます。

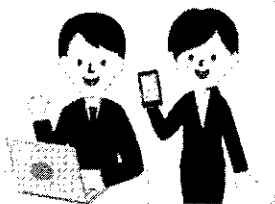
テレワークの効果

企業
(経営者・推進担当者)
の感じる効果



- 優秀な人材の確保や雇用継続につながった
- 資料の電子化や業務改善の機会となった
- 通勤費やオフィス維持費などを削減できた
- 非常時でも事業を継続でき、早期復旧もしやすかった
- 顧客との連携強化、従業員の連携強化になった
- 離職率が改善し、従業員の定着率向上が図れた
- 企業のブランドやイメージを向上させることができた

従業員
(テレワーク実施者)
の感じる効果



- 家族と過ごす時間や趣味の時間が増えた
- 集中力が増して、仕事の効率が良くなった
- 自律的に仕事を進めることができる能力が強化された
- 職場と密に連携を図るようになり、これまで以上に信頼感が強くなった
- 仕事の満足度が上がり、仕事に対する意欲が増した

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
雇用環境・均等局
在宅労働課

テレワークの導入を支援します

厚生労働省では、企業のテレワーク導入を支援するため、以下のような取組を実施しています。

テレワーク相談センター

テレワークの導入に関する様々なご相談に無償で対応します。



T E L	0120-91-6479
メー ル	sodan@japan-telework.or.jp
住 所	東京都千代田区神田駿河台1-8-11
U R L	http://www.tw-sodan.jp/

訪問コンサルティング

テレワーク導入・活用の専門家を3回まで無償で派遣します。



【コンサルティング内容】

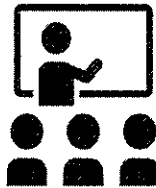
- ◆ テレワーク規定の整備に関すること
- ◆ テレワーク時の労働時間管理に関すること
- ◆ テレワーク時の人事評価に関すること

【申し込み先】 テレワーク相談センター

テレワークセミナー

テレワークをする際の労務管理のポイントや活用事例の紹介など、セミナー形式で必要な情報を提供します。

労務管理やセキュリティ面での課題などに関して個別相談会も実施します。



テレワーク推進企業等

厚生労働大臣表彰

～輝くテレワーク賞～



テレワークの活用によってワーク・ライフ・バランス実現などの成果をあげた企業等を表彰し、先進的な取組を広く社会に周知しています。

セミナーや輝くテレワーク賞の詳細情報はホームページを参照ください。

<http://kagayakutelework.jp/>



職場意識改善助成金（テレワークコース）

在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主を支援するための助成金制度です。

<対象事業主>

テレワークを新規で導入する中小企業事業主
又は

テレワークを継続して活用する中小企業事業主
※過去に支給を受けたことのある事業主も2回まで支給を受けられます

<助成対象>

- ・ 就業規則等の作成・変更費用、研修費用、外部専門家によるコンサルティング費用
- ・ テレワーク用通信機器の導入・運用、クラウドサービス使用料など



<支給額>

テレワークの導入等に要した経費の一部を支給します(1事業主につき最大150万円)

支給額は、①～③のうち一番低い額

- ① テレワークの導入等に要した経費 × 補助率(成果目標達成時は3/4、未達成時は1/2)
- ② 1企業当たりの上限額(成果目標達成時は150万円、未達成時は100万円)
- ③ テレワークの実施者数 × 1人当たりの上限額(成果目標達成時は15万円、未達成時は10万円)

※成果目標:申請者が積極的にテレワークを実施したか、テレワークによって有給休暇の取得促進又は時間外労働の削減の成果を上げたかといった観点から設定するもの

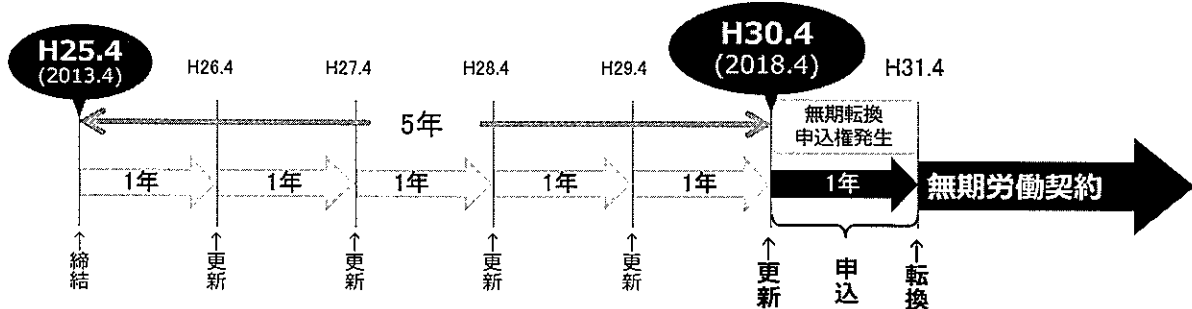
<申請先> テレワーク相談センター (手続等の詳細はホームページを参照ください。)

無期転換ルールの継続雇用の高齢者に関する特例について (第二種計画認定・変更申請)

無期転換ルールとは？

- 有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。
- 通算5年のカウントは、平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



※ 無期労働契約の労働条件（職務、勤務地、賃金、労働時間など）は、別段の定め（労働協約、就業規則、個々の労働契約等）がない限り、直前の有期労働契約と同一となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則などの改定などが必要です。

対象となる労働者

- 原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で5年を超える全ての方。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

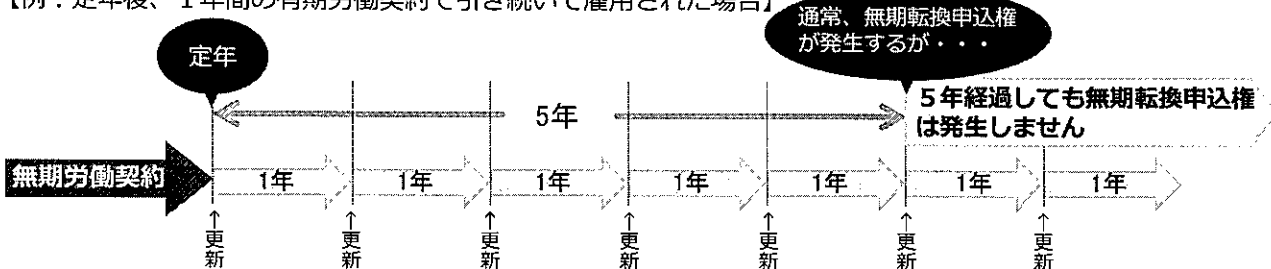
継続雇用の高齢者の特例とは？

- 無期転換ルールの適用により、通常は、定年後引き続き雇用される有期雇用労働者についても無期転換申込権が発生しますが、**有期雇用特別措置法**（※1）により、
 - ・ 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
 - ・ 定年に達した後、引き続いて雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）
 については、**無期転換申込権が発生しない**とする特例が設けられています。特例の適用に当たり、事業主は本社・本店を管轄する都道府県労働局（※2）に認定申請を行う必要があります。

※1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法第6条：平成27年4月1日施行

※2 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

【例：定年後、1年間の有期労働契約で引き続いて雇用された場合】



※ 正社員、無期転換ルールにより無期となった社員などすべての無期契約労働者

対象となる労働者

- 定年後、同一事業主に引き続き雇用される有期雇用労働者。
 - ※ 高齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主（いわゆるグループ会社）に定年後引き続き雇用される場合も対象となります。
 - ※ ただし、定年後、グループ会社ではない企業に再就職した場合は特例の対象とならず、通常どおり無期転換ルールが適用されます。

△▼△▼△あっせん員候補者について▽▲▽▲▽

今回は、「あっせん員候補者」についてご紹介します。

労働者と使用者の間に労働条件等をめぐる紛争が起こり、労使間の話し合いで解決できない場合に、沖縄県労働委員会では、労働者、使用者のどちらか一方または双方からの申請により、紛争解決を図るための「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、「あっせん員候補者」の中から当委員会会長が指名した「あっせん員」が行います。当委員会では、原則として三者構成(公益・労働者・使用者委員各1人)により、あっせんを行います。

あっせん員候補者とは、学識経験を持つなど、労働争議の解決に大きな役割を果たすことが期待できる者で、当労働委員会では、現職の委員や事務局長等に当委員会の総会の議決を経て委嘱しています。

「あっせん員候補者名簿」は、ホームページでもご覧いただけます。

あっせん員候補者名簿

(平成29年12月15日現在)

区分	氏名	現職	経歴(前歴)	委嘱年月日
公益委員	ふじた ひろみ 藤田 広美	弁護士、琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	平成29年12月15日
	みやお なおこ 宮尾 尚子	弁護士	那覇家庭裁判所判事	平成29年12月15日
	いむら まさき 井村 真己	沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	平成29年12月15日
	うえず じゅんこ 上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	平成29年12月15日
	たじま ひろき 田島 啓己	弁護士、琉球大学法科大学院非常勤講師		平成29年12月15日
労働者委員	ひがしり まさゆき 東盛 政行	日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部執行委員長	平成29年12月15日
	やまもと たかし 山本 隆司	沖縄県教職員組合顧問	沖縄県教職員組合中央執行委員長	平成29年12月15日
	かまだ けんじ 鎌田 健嗣	UAゼンセン沖縄県支部支部長	UAゼンセン福岡県支部次長	平成29年12月15日
	ちばな ちかほ 知花 優	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部執行委員長	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部書記長	平成29年12月15日
	みやざと りゅうじ 宮里 竜二	航空連合沖縄副会長	航空連合沖縄幹事	平成29年12月15日
使用者委員	やましる かつら 山城 勝	一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事	一般社団法人沖縄県経営者協会事務局次長	平成29年12月15日
	うえず ともかず 上江洲 智一	久米島製糖株式会社代表取締役社長	久米島製糖株式会社専務取締役	平成29年12月15日
	みやぎ さとし 宮城 諒	沖縄ガス株式会社代表取締役会長	沖縄ガス株式会社代表取締役社長	平成29年12月15日
	たから こうめい 高良 幸明	株式会社琉球リース代表取締役社長	株式会社琉球リース執行役員顧問	平成29年12月15日
	なかわら ゆうこ 名嘉村 裕子	株式会社りゅうせきビジネスサービス代表取締役社長	株式会社りゅうせきビジネスサービス取締役営業部長	平成29年12月15日
事務局	きんら たえこ 金良 多恵子	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県会計管理者	平成29年4月13日
	きんじょう まさきこ 金城 真喜子	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県議会事務局政務調査課副参事兼課長補佐	平成28年4月14日
	あわや りゅういちろう 栗屋 龍一郎	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	沖縄県土木建築部海岸防災課管理班長	平成28年4月14日

★☆☆事務局から一言☆☆★

労働委員会の手続は無料です。あっせんの申請・手続に関する事等は、どうぞお気軽にご相談ください。

お問合せ先 沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)
TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554
ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

無期転換ルールとは

相談内容

最近、無期転換という言葉をよく耳にします。同じ事業所で5年以上契約社員で勤務した場合、希望すれば無期雇用になれると聞いています。

5年以上であれば、誰でも無期雇用になれるのでしょうか。その場合、正規社員になれるということでしょうか。給与等はどうか教えてください。

相談回答

ポイント

・無期雇用転換の条件は次のとおりです。

- ① 通算契約期間は、平成25（2013）年4月1日以降の有期労働契約から算定します。
（それ以前の期間は算定しません）
- ② 契約期間が通算5年を超えた労働者が「申込み」をした場合に、無期労働契約が成立しますから、平成30年4月1日から対象者が出ます
- ③ 無期転換後の労働条件については、一般的に直前の有期労働契約と同一の労働条件となりますが、各社で規則等を定めています。

解説

「無期転換ルール」とは、労働契約法の改正により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

平成25年4月1日以降の契約から5年の期間が通算されますので5年の継続勤務（6ヶ月未満の空白期間は継続勤務とみなす）があれば、（労働契約法第18条で適用除外されている船員を除く全ての労働者に）、無期転換ルールは適用されます。

平成30年4月1日以降に無期転換の申込権が発生します（ただし、5年の間に6か月以上の空白期間がある場合、通算5年に不足がでることもあります。）が、自動的に転換するわけではありません。

無期転換を希望する労働者は、無期転換の意思を会社に伝える必要があります。

また「無期転換ルール」は、これまでの期間の定めのある契約が、期間の定めのない契約に転換するもので、正社員になるということではありません。給与や待遇等の労働条件については、各社で定めていますが、一般的に直前の労働条件と同じ、または下回らないことになっています。

お問合せ先「沖縄県女性就業・労働相談センター」

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄 県)	完全 失業率 (沖縄 県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	H22=100	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率		那覇市	全国
	千人	人	千人	人			千人	%	人	人		
平成18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	96.0	97.2
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	96.4	97.2
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	98.4	98.6
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	97.6	97.2
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	96.9	96.5
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	96.8	96.3
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	96.5	96.2
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	96.9	96.6
26年	32,582	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	99.3	99.2
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	100.0	100.0
28年9月	33,956	288,930	15,109	122,032	26	3.7	26,472	25,825	0.98	1,954	100.3	99.8
10月	33,975	290,101	15,154	120,864	26	3.6	25,985	26,043	1.00	1,879	101.1	100.4
11月	34,014	291,402	15,256	123,505	28	3.9	25,475	25,932	1.02	1,705	101.1	100.4
12月	33,991	291,799	15,404	122,503	23	3.2	23,779	24,833	1.04	1,588	100.7	100.1
29年1月	34,075	288,618	15,201	125,605	24	3.3	24,639	26,722	1.08	1,455	100.0	100.0
2月	33,991	291,164	15,211	121,168	28	3.9	27,068	30,058	1.11	2,274	100.1	99.8
3月	33,955	283,352	15,071	120,132	29	4.1	28,606	31,744	1.11	3,181	100.0	99.9
4月	34,681	293,119	15,091	121,188	27	3.8	28,254	30,363	1.07	3,142	100.3	100.3
5月	34,798	296,846	15,239	118,106	25	3.5	26,868	28,706	1.07	2,317	100.5	100.4
6月	34,818	294,674	15,388	122,583	33	4.5	25,726	28,650	1.11	2,072	100.6	100.2
7月	34,916	285,828	15,452	126,485	28	3.9	24,841	27,753	1.12	1,741	100.6	100.1
8月	34,860	284,497	15,442	130,650	24	3.4	25,213	28,003	1.11	1,805	101.0	100.3
資料所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平成18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年9月	148.8	149.1	136.3	139.6	12.5	9.5	295,620	239,962	289,120	236,557	6,500	3,405
10月	148.3	148.7	135.5	138.6	12.8	10.1	298,760	238,756	290,976	238,082	7,784	674
11月	150.5	148.4	137.4	138.8	13.1	9.6	310,696	247,127	290,747	237,812	19,949	9,315
12月	148.0	148.1	134.9	137.9	13.1	10.2	662,980	464,980	290,721	238,262	372,259	226,718
29年1月	139.2	146.3	126.9	136.4	12.3	9.9	301,049	238,279	288,063	237,449	12,986	830
2月	146.7	144.9	134.0	134.7	12.7	10.2	293,387	243,360	289,344	235,487	4,043	7,873
3月	150.3	155.2	137.2	144.2	13.1	11.0	313,276	253,087	291,429	242,290	21,847	10,797
4月	153.1	154.2	139.9	142.7	13.2	11.5	307,611	247,685	294,971	243,861	12,640	3,824
5月	144.7	149.9	132.4	139.3	12.3	10.6	302,893	245,205	289,051	239,285	13,842	5,920
6月	154.2	153.9	141.9	143.3	12.3	10.6	530,346	391,144	291,520	240,511	238,826	150,633
7月	150.5	152.1	138.1	141.0	12.4	11.1	425,791	289,535	291,266	242,338	134,525	47,197
8月	144.5	151.9	132.5	141.9	12.0	10.0	300,968	259,103	289,345	243,495	11,623	15,608
資料所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「平成27年基準」へと変更に伴い、平成28年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂

注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」140号 (琉球労働から道巻214号)

2017年12月31日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366 FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

印刷所／有限会社アトム印刷

〒901-1303 与那原町字与那原3157-3

TEL(098)944-1355 FAX(098)944-1716

●バックナンバーURL● <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/20756.html>

